

鶴岡市保育士等人材バンクQ & A（令和5年4月1日現在）

Q 1) 登録の対象者は、資格のある方に限定されますか。

鶴岡市保育士等人材バンク(以下「人材バンク」という。)は、市内教育・保育等の担い手を増やすことを目的としています。資格を必要とする保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等のほか、資格取得見込みの方や資格を必要としない保育補助、事務員、業務員などの登録も可能です。

Q 2) 鶴岡市に住民票がない場合でも登録できますか。

市内に住民票がない方も、市内の教育・保育施設での就労を希望している方は、登録の申込みが可能です。

Q 3) 特定の保育園へ就労を希望して登録することはできますか。

人材バンクは、就労希望の情報収集と提供を行うもので、就労の相談やあっせんを行うものではないことから、特定の施設を希望して登録することはできません。

また、人材バンク登録後の雇用に関する手続きは、施設から登録者への連絡により、直接、面接等を行っていただき、登録者と施設との勤務条件等の合意により進めることとなります。

Q 4) 登録期間の翌年度も登録を希望する場合は、申込書の再提出が必要ですか。

登録期限の終了が近くなりましたら、市子育て推進課より継続登録の意向を確認する文書を送付します。継続して登録を希望される方で、登録の内容に変更がない場合は、同じ内容で継続登録できますので、その場合は申込書の再提出は必要ありません。

Q 5) 登録した勤務時間や曜日を変更できますか。

できます。登録内容変更届を提出してください。

Q 6) 人材バンク登録者名簿の内容は、どのように施設へ提供されますか。

人材バンク登録者情報の提供を希望する施設は、鶴岡市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書を市に提出したうえで、市から情報提供します。

なお、登録情報の有無、件数等の個人情報を含まない範囲において、施設からの問い合わせに回答することはあります。

Q 7) 人材バンク登録者名簿をFAXや電話等で確認することはできますか。

人材バンク登録情報は、鶴岡市保育士等人材バンク設置要綱において、窓口で情報提供することとしておりますので、FAXや電話等の口頭で提供することはできません。